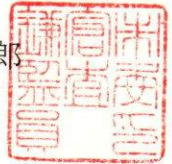


鎌倉市監査委員告示第1号

鎌倉市監査委員事務局処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月25日

鎌倉市監査委員 八 木 隆 太 郎
鎌倉市監査委員 大 石 和 久



鎌倉市監査委員事務局処務規程の一部を改正する規程

鎌倉市監査委員事務局処務規程（昭和41年4月監査委告示第1号）の一部を次のように改正する。

別表庶務の部行政文書の公開及び個人情報の開示等の項を次のように改める。

行政文書の公開	全部を公開する決定以外のもの	全部を公開する決定
個人情報の開示等		個人情報の開示、訂正、利用停止等に関するもの

付 則

この規程は、告示の日から施行する。